

嘉麻市転入者等住まい応援交付金交付規程

(目的)

第1条 この告示は、子育て世代の転入と本市への定住促進を図るため、転入者等に対する、予算の範囲内における嘉麻市転入者等住まい応援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する家屋又は家屋の1区画のことをいう。
- (2) 新築住宅 新たに建設された住宅であって、登記事項証明書表題部に記載されている当該住宅の新築年月日から1年以内で、かつ、建設後使用されたことのない住宅をいう。
- (3) 中古住宅 新築住宅以外の住宅をいう。
- (4) 貸家等 民間の貸家、アパート、公営住宅、勤務する事業所の社宅及び社員寮をいう。
- (5) 夫婦等 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）のある者をいう。
- (6) ひとり親 配偶者のない者で、出生から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養している者をいう。
- (7) 転入者 夫婦等又は夫婦等のいずれか（ひとり親を含む。）が市外から転入した者であって、転入した日の前日まで引き続き1年以上継続して本市以外の市町村に居住していた者をいう。
- (8) 市内貸家居住者 夫婦等又は夫婦等のいずれか（ひとり親を含む。）が市内の貸家等から転居した者であって、転居した日の前日まで引き続き1年以上市内の貸家等に居住していた者をいう。
- (9) 市内業者 市内に本店若しくは主たる事業所を有する法人又は個人事業主で、かつ、代表者が本市の住民基本台帳に記載され、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許を受けている

ものをいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、交付金の交付の対象となる住宅（以下「交付対象住宅」という。）に住所を定めた日から1年以内に次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 交付申請時に夫婦等の年齢の合計が80歳以下又は出生から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養しており、次のいずれかに該当する者
 - ア 転入者で、自ら居住する目的で市内に新築住宅を建設し、又は購入し、若しくは中古住宅を購入した者
 - イ 市内貸家居住者で、本市の市有地を購入し、当該購入地に自ら居住する目的で新築住宅を建設した者
- (2) 令和6年4月1日から令和8年2月27日までの間に新築住宅を建設し、又は購入し、若しくは中古住宅を購入し、かつ、その住宅の所在地に転入し、又は転居すること。この場合において、転入者にあつては当該期間中の転入に当たり、その住宅の所在地でない転入をしてはならない。
- (3) 新築住宅又は中古住宅において、交付対象者が転入又は転居した日から継続して5年を超えて定住する意思を有すること。
- (4) 取得した新築住宅又は中古住宅において、当該住宅の所有権割合で2分の1以上を有していること。ただし、当該割合2分の1の者が2人存在する場合は、いずれか一方とする。
- (5) 取得した新築住宅又は中古住宅が、公共事業での建物移転補償、損害賠償等の補填によらないこと。
- (6) 購入する新築住宅又は中古住宅の所有者が、世帯員の3親等以内の親族でない者であること。
- (7) 交付申請時において、交付対象者及びその世帯の構成員に、嘉麻市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成18年嘉麻市規則第166号）第6条第2号に規定する市税等（以下「市税等」という。）の滞納がないこと。
- (8) 交付対象者及びその世帯の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- (9) 他の国庫補助制度による補助を受けていないこと。
- (10) 交付申請時において、交付対象者及びその世帯の構成員が、交付対象住宅に住所を定めていること。ただし、配偶者を除く世帯の構成員が、特別な事情により交付対象住宅に住所を定めないことを市長が認める場合は、この限りではない。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、新築住宅を建設又は購入により取得した者は200万円、中古住宅を購入した者は100万円とする。ただし、中古住宅を購入した者で中古住宅の購入に要した費用が100万円に満たない場合は、当該住宅の購入に要した額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の場合において、取得した新築住宅又は中古住宅が共有名義であり、共有名義者に当該住宅に居住していない者（交付対象者の1親等の者を除く。）が存在する場合の交付金の額は、前項の規定にかかわらず、前項により算出した額から、当該住宅に居住していない者の所有権持分の割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 交付対象者で、次の各号に掲げる条件を満たした場合は、当該各号に掲げる支給額を前項の額に加算する。

(1) 交付対象者が転入又は転居した日における世帯の構成員に、出生から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養しており、当該子（前条第10号ただし書きにより、住所を定めないことを市長が認めた子を除く。）の数に応じ次に定める額

ア 2人目まで 1人につき10万円

イ 3人目以降 1人につき20万円

(2) 当該住宅が市内業者により施工され、又は販売された場合 50万円

4 前3項の規定により算出する交付金は、次に掲げる額を限度額とし交付する。ただし、交付回数は、交付対象者及びその世帯又は1物件につき1回限りとする。

(1) 新築住宅を取得した場合 300万円

(2) 中古住宅を取得した場合 200万円

(交付の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする交付対象者は、嘉麻市転入者等住まい応援交付金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に令和8年2月27日までに申請し、令和8年3月31日までに次条の規定による交付決定を受けなければならない。

- (1) 住宅の新築又は購入に係る契約書の写し
- (2) 建物に関する建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の2第1項の規定による確認済証の写し(中古住宅を購入した場合は除く。)
- (3) 建物に関する登記事項証明書
- (4) 新築又は購入した建物の位置図、平面図(中古住宅を購入した場合は除く。)及び全体写真
- (5) 誓約及び納付状況等調査同意書(様式第2号)
- (6) 誓約書(様式第3号)
- (7) 当該住宅が市内業者により施工され、又は販売された場合は、建設業法に基づく建設業の許可若しくは宅地建物取引業法に基づく免許を受けたものであることを証明する書類及び代表者の住民票の写し(第4条第2項第2号に該当する場合に限る。)
- (8) その他市長が特に必要と認める書類等

(交付金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに現地調査を行い、居住実態を確認した上で交付金を交付することが適当と認めたときは、当該申請をした者(以下「交付申請者」という。)に対し、嘉麻市転入者等住まい応援交付金交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該申請が第3条に規定する条件に満たないと認めたときは、交付申請者に対し、嘉麻市転入者等住まい応援交付金不交付決定通知書(様式第5号)により通知する。

(交付金の請求)

第7条 前条第1項の規定により交付金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付金の交付を請求する場合は、嘉麻市転入者等住まい応援交付金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 交付金の交付決定の日から5年以内に交付金の対象となる住宅を取り壊し、貸与し、又は売却したとき。
- (2) 交付金の交付決定の日から5年以内に交付金の対象となる住宅から交付決定者の世帯の構成員全員（交付申請時の構成員に限る。）が転出し、又は転居したとき。

2 前項の規定により交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付金の全部又は一部の返還を命ずる場合において、交付の決定を取り消し、返還を命ずる交付金の額は、当該交付決定の日から同項各号に該当することとなった日までの期間として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1年以内 交付金の全額
- (2) 1年を超え2年以内 交付金の100分の80に相当する額
- (3) 2年を超え3年以内 交付金の100分の60に相当する額
- (4) 3年を超え4年以内 交付金の100分の40に相当する額
- (5) 4年を超え5年以内 交付金の100分の20に相当する額

3 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付金の交付決定を取り消し、交付金の交付を停止し、又は交付金の返還を命じることができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (2) 虚偽その他の不正な手段により交付金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不適當と認めたとき。

4 第1項又は前項の規定により交付金の交付の決定を取り消し、交付金の交付を停止し、又は交付金の返還を命じた場合において、交付決定者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

(報告及び実地調査)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、交付金の交付の対象となる住宅及び当該住宅に居住する者について実地に調査し、交付申請者又は交付決

定者に対し、報告及び関係書類の提出を求めることができる。

（嘉麻市補助金等交付規則との関係）

第 10 条 この告示に定めのない交付金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成 18 年嘉麻市規則第 49 号）の定めによらなければならない。

（補則）

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（施行期日）

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に第 6 条第 1 項の規定により交付金の交付の決定を受けている者に対する第 8 条の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に第 6 条第 1 項の規定により交付金の交付の決定を受けている者に対する第 8 条の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に第 6 条第 1 項の規定により交付金の交付の決定を受けている者に対する第 8 条の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に手続中の補助金については、なお従前の例による。